

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 老健局 老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「看護小規模多機能型居宅介護の広域利用に関する
手引き」について
計1枚（本紙を除く）

Vol.1206

令和6年2月22日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線3962)
FAX：03-3595-4010

都道府県
各指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局老人保健課

「看護小規模多機能型居宅介護の広域利用に関する手引き」について

介護保険行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、令和5年度老人保健健康増進等事業「看護小規模多機能型居宅介護の特性を踏まえた普及を図る方策に関する事業」において、「看護小規模多機能型居宅介護の広域利用に関する手引き」（以下、「手引き」という。）がとりまとめられましたので、下記のとおりお知らせいたします。

介護保険制度の見直しに関する意見（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）において、看護小規模多機能型居宅介護は、「今後、サービス利用機会の拡充を図るため、地域密着型サービスとして、どのような地域であっても必要な方がサービスを利用しやすくなるような方策や提供されるサービス内容の明確化など、更なる普及を図る方策について検討し、示していくことが適当」とされたところであり、看護小規模多機能型居宅介護を含む地域密着型サービスにおける広域利用の活用について検討してまいりました。

上記を踏まえ、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年5月19日公布）において、看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容が明確化されたほか、第9期介護保険事業（支援）計画の策定に向けて、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（令和6年厚生労働省告示第18号）に、地域密着型サービスについて、都道府県と連携を図りつつ、広域利用に関する事前同意等（※）の調整を行うことが重要である旨が明記されました。

本手引きは、地域密着型サービスにおける広域利用の推進にあたり御活用いただくとともに、都道府県におかれましては、管内市区町村に対する周知をお願いいたします。

※ 地域密着型サービスは、事前に事業所の所在地市町村長から同意を得ることにより、区域外指定の際には事業所の所在地市町村長の同意は不要となる。

記

○看護小規模多機能型居宅介護の広域利用に関する手引き（厚生労働省HP）
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001213668.pdf>

